

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者、<u>犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）又は平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下「支援対象地域」という。）に居住していた者の要件は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 平成23年3月11日において支援対象地域に居住していた者 平成23年3月11日において支援対象地域に居住していたことにつき、この号に掲げる者が居住していた市町村の長から所定の証明を受けた者であること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。